

社会福祉法人豊岡串毛保育会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊岡串毛保育会(以下「法人」という。)の定款第9条及び23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員、第三者委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等には、役員報酬は支給しないものとする。

2 法人業務を行う場合には費用を弁償する。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。

費用弁償額 1日3,000円とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。